

## 平成27年度第1回矢巾町総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成27年6月25日(木)午後1時55分～午後2時54分
- 2 場 所 矢巾町役場2階2-2会議室
- 3 出席者  
(構成員) 高橋昌造町長、松尾光則教育委員長、種田勝教育委員長職務代理者、小野寺由美子教育委員、関村昭子教育委員、越秀敏教育長  
(事務局) 山本良司総務課長、立花常喜学務課長、山本功社会教育課長、佐々木順子学校給食共同調理場次長、野中伸悦総務課長補佐、田村英典学務課長補佐、照井和歌子学務課主査  
(司 会) 野中伸悦総務課長補佐
- 4 内 容
  - 司 会 (野中補佐)

お忙しいところお集まりいただき本当にありがとうございます。本日の司会をさせていただきます、総務課長補佐の野中と申します。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから第1回の矢巾町総合教育会議を開催いたします。

はじめに、高橋町長からご挨拶をお願いいたします。
  - 高橋町長

今日は松尾教育委員長さんをはじめ、委員の方々にはお忙しいところ、初めて開催されます総合教育会議にご出席を賜り誠にありがとうございます。それから、委員各位には、常日頃、本町の教育行政の推進のためにご努力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

今日は、委員の皆さんは既にご存知のことと思いますが、今年の4月1日から教育委員会の委員会制度が変わった訳でございます、今日はその新制度のもとで設置されました総合教育会議を、先ほど申し上げたとおり第1回目の会議を開催させていただきたいということでございます。総合教育会議は町長が主宰するというようになっておりまして、今日は私の立場としても初めての会議でございますので、いろいろと不手際の面もあろうかと思いますがよろしくお願いたします。

今日は次第にもございますように、主な会議の内容が大きく二つございまして、まず一つは総合教育会議の運営要領についての協議、そしてもう一つは総合教育会議の内容について皆様方にご説明をするということで、また本格的な協議は2回目以降になると思っておりますので、よろしくお願をいたしたいと思っております。いずれこれからの矢巾町の総合教育会議をいろいろな形を作っていくかなければならないという中で、まず本町の教育の方向性をどのようにしていくかということ、もう一つは、いつもよく問われることなのですが、教育の質の向上、このためにどのようにして取り組んでまいるかということがこれからの会議の大きな目玉になると思っておりますので、委員各位にはこれから大所高所の立場からご指導ご助言を賜りますことをお願いいたしまして、簡単でございますが、私の挨拶に代えさせていただきます。今日は本当にありがとうございます。
  - 司 会 (野中補佐)

それでは次第に沿いまして、続きまして「3 矢巾町総合教育会議運営要領」について、事務局からご説明をいたします。
  - 山本総務課長

事務局の、総務課長の山本良司と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料No.1をご覧いただきたいと思います。矢巾町総合教育会議運営要領の案ということでお示しいたすものでございます。

まず、第1「趣旨」といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項の規定に基づきまして、矢巾町総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2「会議」についてですが、同じく法第1条の4第3項及び第4項に規定された会議の招集について定めているものでございます。

第3「会議の非公開」についてですが、会議は基本的に公開ということで、法第1条の4第6項で規定されてございますけれども、この中のただし書きに基づく、非公開について定めています。

第4「議事録」につきましては、この会議の議事録を作成し公表するものでございます。

第5「傍聴の手続」から、第10「違反に対する措置」まででございますけれども、傍聴に当たっての留意事項等、会議の秩序の維持のために定めたものでございます。

第11「庶務」につきましては、会議の庶務は総務課において対応することを示しているものでございます。

第12「補足」では、この総合教育会議に関し必要なことは、町長がこの会議に諮って定めることを規定しています。

なお、この要領につきましては、平成27年6月25日本日から施行するものとしてございます。

よろしくご協議お願いいたします。以上でございます。

○ 司 会（野中補佐）

ただいまご説明いたしました要領について、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

○ 高橋町長

皆さんこの要領でよろしいですか。

○ 全 員

異議なし。

○ 司 会（野中補佐）

ありがとうございます。ではこの要領に基づきまして今後進めさせていただきたいと思います。

ここで、本日の会議につきまして傍聴希望者がございますので、入室を許可したいと思います。

【傍聴人2名入室】

○ 司 会（野中補佐）

続きまして、「4 協議」に入ります。「4 協議」以降の議事につきましては、町長が議長となり会議の進行をお願いしたいと思います。

なお、この会議につきましては、原則公開、また、議事録も作成・公表を予定しておりますので申し添えます。それでは、よろしくお願いいたします。

【町長の名札横に、議長の名札】

○ 高橋町長

それでは、ただいま説明のあったとおり、暫時の間、議長を務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また、皆さん方のご協力も併せてよろしくお願いいたします。

まず、最初に、矢巾町総合教育会議について協議をさせていただきたいと思います。事務局からの説明を求めます。

○ 田村学務課長補佐

学務課の田村と申します。よろしくお願ひいたします。

私の方から、次第の「4 協議」についてご説明申し上げます。本日の協議の、矢巾町総合教育会議についてであります。資料を二つ用意させていただきました。一つは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）という、カラー刷りの両面コピーのもので資料No.2となっております。もう一つは、矢巾町総合教育会議という綴じたものであります。

最初にカラー刷りの両面コピーの資料を用いてご説明申し上げます。

冒頭、町長の挨拶にもありましたように、この改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律につきましては、本年4月1日から法律が施行されております。

昨年の6月にこの法律が公布されました。今後の総合教育会議を円滑に進めるために、改めまして、改正の概要についてご説明申し上げます。

まず、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正ですが、この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革が行われたところであります。

大きく四つのポイントに分けてございますが、「教育委員会制度、こう変わる」と上の方に書かれたカラー刷りの資料の方をお開きください。

改正のポイントの一つ、教育長でございます。

今回の改正においては、教育委員会を代表する教育委員長、それから事務局を統括する教育長を一本化した新たな教育長を設置することになっております。

この改正によりまして、教育委員会における責任の所在が不明確であるという従来の課題が解消し、教育行政の一義的な責任が新教育長に一本化され、責任体制の明確化が図られることになりました。

また、町長につきましても、教育委員の任命とは別に、直接新教育長の任命責任を負うことになるなど、その役割が明確になるということになっております。

ただし、現在の現教育長につきましては、この法律が改正になる前の現制度における教育長でございますので、この新教育長に切りかわるタイミングは、現教育長の在任期間中は旧教育長制度で、新教育長は新たに教育長が任命されたときに初めて、新教育長に切りかわるということで、現教育長が在任期間中は、なお、従前の経過措置期間にあるという措置がされているところであります。

続きまして、ポイントの2ですが、教育委員会でございます。

今回の改正においても、引き続き教育委員会は地方公共団体の教育行政を自らの責任と権限において管理し、執行するという執行機関になっております。

そういった意味では位置付けに変更はございませんが、今回の改正で新教育長の権限が、先ほど申し上げましたように他の教育委員と比べて大きいものになっております。

このため、教育長の職務をチェックする機能として、教育委員の定数の3分の1以上の教育委員から請求があった場合には、教育長は会議を招集しなければならない、そういった旨の規定がなされているところでございます。

また、会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成し、公表するということになっておりますが、これにつきましては、矢巾町はこれまでは会議の概要をホームページに掲載することにより公表してまいりましたが、平成27年度4月分からは、ホームページに議事録の全文を公表をしているところでございます。

続きまして、ポイントの3総合教育会議でございますが、このことについて、矢巾町総合教育会議

という資料を用いまして、ご説明申し上げます。

資料No.3をご覧ください。資料の1ページをご覧ください。総合教育会議設置の趣旨等についてありますが、現行制度におきましても、首長は、予算の編成、執行それから条例案の提出を通じて、教育行政に大きな役割を担っています。

しかしながら、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有できていないという課題も一方では指摘されていることもありました。

そうしたことから、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、今回、総合教育会議というものを設置することになったわけでございます。

また、資料3の矢巾町総合教育会議1ページの中で、位置付けの(2)ウをご覧くださいと思いますが、総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けになっております。したがって、力にありますように、会議において調整がついた事項につきましては、それぞれが尊重義務を負うものということになっております。

しかし、首長と教育委員会それぞれの執行権限の一部を会議に移して、会議の場で決定を行うものの趣旨ではございません。決定機関ではございません。そういった位置づけになっております。

続きまして、それでは総合教育会議の中でこういったものを協議調整していくのかということで、2ページ、3ページの方に記載しております。

まずは、2ページ目の「2の(3)」をご覧ください。こちらに示しているように、まず協議すべき事項の大きな柱の一つとして、大綱の策定に関する協議というのが、法律に定められております。

今回の法律の改正において、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるという観点から、大綱は首長が策定するものということで位置付けされています。

教育委員会との合意までは必要としていませんが、策定の際には教育行政に混乱が生じないようにするために、首長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすことということが、法律でうたわれているところであります。

この大綱につきましては、先ほどのカラー刷りの資料のポイント4に記載されております。大綱にはどのような事項を定めればよいのかということになりますが、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでありまして、詳細な施策について作成することを求めているものではございません。

この大綱と町の最上位計画である総合計画というのがございますが、まさにその総合計画にうたわれている教育行政との整合性を図りながら、この大綱を策定していくというような内容になっているものであります。具体的には資料の(5)アをご覧ください。協議・調整事項の具体例ということで、想定される事項として、大綱の主たる記載事項が記載されてございます。ご確認いただきたいと思います。

続きまして、協議すべき事項の2番目ですが、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議ということでございますが、具体的にはこういったことを協議していくのかということで、3ページの(5)のイに記載させていただいております。

一つには、学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育諸条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項とされております。

二つ目には、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年

健全育成と生徒指導の連携、居どころ不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項ということにされております。

ここに掲げる想定される事項というのは、例えば、来年度の予算編成に反映させるための町としての教育に係る重要な施策といったものを総合教育会議の中で協議していくという内容になるものと想定しております。

三つ目として、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議ということがございます。

これは、3ページの(5)のウの方に、想定される事項として、まず、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項としましては、一つ目として、いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合、二つ目として、通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合、そういった事項が該当すると想定されているところでございます。

また、その緊急の場合に講ずべき措置の協議でございますが、四点ほど掲げています。一つ目は、災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合、二つ目として、災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合、三つ目としまして、犯罪の多発により、例えば公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある場合、四つ目として、いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合というような緊急事態が発生した場合に、この会議を開催して、対策を講じていくというのが想定されているところでございます。

一方で、この総合教育会議で、協議すべきでない事項というのも掲げております。

なお、2ページの(4)をご覧ください。協議になじまない事項として掲げてあります。

総合教育会議では、先ほど、予算編成前に、来年度の重要な施策に移行する場合の重要な施策について会議を開くということが考えられると言いましたけれども、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを、総合教育会議で協議し調整するという趣旨ではございません。

また、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項、それから日常の学校運営に関する些細な事項、こういったものにつきましては、総合教育会議の中で、協議調整をすべきではない事項とされております。

以上で、総合教育会議の概要についてご説明申し上げましたが、関連する法律や抄につきましては総合教育会議という資料の6ページ目、いじめ防止対策推進法につきましても「第五章 重大事態への対処」ということで抜き書きし載せてありますのでこちらの方もご覧いただきたいと思っております。

概要説明でございますが以上でございますので、よろしく申し上げます。

○ 高橋町長

はい、ありがとうございます。

ただいま総合教育会議の概要についての説明がございましたが、委員各位からご意見・ご質問等があれば、お伺いしたいと思います。ございませんか。

私も初めての進行役でございますので、せっかく今日は委員の皆さん方にご出席賜っておりますので、まず種田委員から、今の説明ですでお分かりのことかとは思いますが、何かここはこういうふうに考えた方がいいのではないかと、ここの取扱いはどうなのかということでも結構でございますので、

一つご意見等よろしく申し上げます。

○ 種田職務代理者

総合教育会議の設置、あるいは大綱の策定ということがこの制度改革の根幹だと思うのですが、それによって大きく町の教育行政の方向が変化するというものではないと思います。これまでもしっかりと町の教育については、学力あるいは体力の向上とか、良い方向にいつていると思うのですが、今回の改正で施策の体系あるいは考え方を今まで以上に、よりしっかりしたものにすることは、非常に意義の深いことだろうと思っております。

要点は、そういった制度の改正を踏まえて、より日常の学校教育、あるいは社会教育、そういった日頃の仕事と申しますか、あるいは業務と申しますか、そういったことにしっかりと、なお気を引き締めて、各位が取り組んでいくことが大事ではないかという感じがしています。

○ 高橋町長

はい、ありがとうございます。

それでは、関村委員さん申し上げます。

○ 関村委員

教育には、流行、流行っているものが出てくるときがあるのですが、変わらないもの不易なものもあります。根幹にあるものは変わらないと思いますので、そういうものを見失わないように教育に取り組んでほしいと思っています。

先ほど示された総合教育会議で協議すべき事項と協議すべきでない事項はその通りだと思っています。子どもたちの教育を考えて、取り組んでいきたいと思っています。

○ 高橋町長

小野寺委員はいかがですか。

○ 小野寺委員

新しい法律に変わったということですが、私たちがこれから特別大きく変わるということではなく、今後どのように町長と一緒に教育を進めていくのか、おおもとというか柱が明確になったのはとてもいいかなと思います。ただ、制度等しっかり把握していないものですから、今後勉強しながら新しい方向性なり教育方針とかに従って、自分も学びながら今の仕事をきちんと理解して続けていこうと思います。

○ 高橋町長

それでは、越教育長に、今現在の総合計画の後期基本計画の中には大きく柱が5つあり、「学校教育の充実」「社会教育の充実」「芸術文化の振興」「国際交流の推進」「スポーツレクリエーション活動の振興」とあるわけですが、この総合計画と大綱との整合性をしっかりと図っていかねばならないわけですが、進め方として、今後どういう形で進めていけばいいかお伺いします。

○ 越教育長

まだ、この総合教育会議で話し合っていない、全く私の考えで申し訳ないのですが、総合計画で5つの柱があり、その中で、それらを意識して私たちはずっと日常の取り組みをしています。また、全国的には教育振興基本計画を作りなさいという流れがありまして、それは総合計画を踏まえて作るということになっています。その教育振興基本計画は、町長が総合教育会議で大綱を定めるとありますので、こういうことをやってもらいたい、こういうことに力を入れてもらいたいという町長の大綱が出たならば、それと総合計画を踏まえて、両方を踏まえて、教育振興基本計画を作っていきたいなと思っています。そのインターバルは総合計画と同じく4年ということで作っていきたいなという

ふうと考えております。なお、町長から示される大綱と、総合計画が今策定の途中ですので、その動向を見極めて今年度末には同時進行で教育振興基本計画にも手をかけながら来年の4月には同時にスタートできるようにする予定です。今までも総合計画を踏まえてやっていたのですけれども、それを踏まえた計画ができるということで、さらに明確になると思いますので、そういう形で取り組んでいったらいいのかなというのが、今の時点における私の考えです。

○ 高橋町長

そうすると、大綱は町長による策定であり、その大綱と総合計画を受けて、教育振興基本計画は教育委員会において策定するものという、そういう考え方でいいですか。

○ 越教育長

はい、そうです。

○ 高橋町長

はい、わかりました。

では、松尾委員長、総合教育会議には大きなねらいがありますが、その中で、矢巾町として何に一番取り組んでいったらよいか、今お聞きしたら教育振興基本計画は教育委員会が策定するということなので、本町の教育としてどのようなことを考えておられますか。

○ 松尾教育委員長

従来も、総合計画の中で教育に関する部分というのは、町長部局と当然ながら教育委員会が打合せをしながら出てきているものですが、その中で、年次ごとの教育の振興計画は作ってきたわけであり、先ほど委員の皆さんの方に町長さんがお聞きしたように、この総合教育会議の中で協議すべき事項と協議すべきでない事項がきちんと線を引かれておりますので、これから教育振興基本計画を作る中では町長部局と教育委員会との密接な整合性そういうものをもって、教育に関する考え方というのはそんなに大きく変わってこないで、地域の子もたちがこれから社会に出ていくときに、どのような形で、そしてそれを自分のものとして人生の中で生きていくかというそういう基本的なことをきちんととらえていけば、私は従来とそんなに大きく変わらないのではないかと思います。ただ、町長部局と教育委員会はより一層密接に話し合いをしていくことが必要かと思えます。

○ 高橋町長

それでは、事務局にちょっとお聞きしますが、町長の施政方針がありますが、この大綱の策定によって、教育委員長の施政方針の中に何か変化があるのですか。来年度以降の話になると思いますが。

○ 立花学務課長

これまでも教育委員会の方の内容については、やはりおおもとになっているのが町の総合計画が基本となって動いてきておりますので、その部分についても大きく変わっていくということにはならないと思っています。

○ 高橋町長

そうすると従来通りということでもいいのですね。

あと、私の方から聞きたいのは、資料の3の防災担当部局とか福祉担当部局と連携するという緊急の場合には、この連絡調整というのは、今後どのように協議を進めていくのか、大綱の策定にとっても重要な部分だと思うので、その考え方はどうなっているのか教えてください。

○ 立花学務課長

まだ、具体的なマニュアル的なことは決めておらないところですが、そういったマニュアル的なところの作成まで踏み込んでいけばよりよいものになるのかなと思っています。

○ 高橋町長

あと、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要ですが、今、子育て支援のことがよく言われますが、連携をどのように図っていけばよいかが今後の課題となると思いますので、そこはよく精査しておいてほしいということをお願いをいたします。

○ 立花学務課長

はい、わかりました。

○ 高橋町長

それでは、他に何かございませんか。今日はざっくばらんな会議ということですし、また、当局もこれからだと思いますので、お互い問題を指摘し合って、そして、次からは私が冒頭にお話申し上げた通り、本格的な協議に入ってまいりたいと思いますので、この際遠慮なく、今まで議論したことの他にご意見はございませんか。

○ 越教育長

総合教育会議の在り方として、大綱の策定と予算に関わるような重点施策について話し合うことになっておりますが、教育委員会が直接関知することでもなく、教育委員会に関連することとして、町長さんのお考えをお聞きしたいということも出てくると思います。そのようなことも、総合教育会議の在り方として、全く関係ないのではなく、関係はあるけれども別なところの所管事項についてもお聞きすることもあるのではないかということです。

例えば、徳丹城跡の史跡についてですが、復元等いろいろありますが、復元については昔の手法での復元ということでお金もたくさんかかることであり、全ての復元とはいかないと思います。しかし、観光客が入り込んで、まわれるような施設を第7次総合計画で芽出ししたいと考えております。そこで、この頃町長さんが有線放送等で道の駅ということをおっしゃられておりますので、徳丹城跡の観光に駐車場が必要と考えたとき、短絡的ではありますが道の駅があればいいかなと思っているところです。そのようなことについても、町長さんにいかがですかということはこの総合教育会議でお聞きしてもいいのかなあと思っているところです。また、教育委員会にとっても関連する事項として必要なことでもあります。

○ 高橋町長

道の駅構想については、私はスマートインターチェンジに関連してあるいは産業振興を考えてお話ししておりますが、問題となるのは土地利用計画の見直しが必要であるということです。私の考えとしては、国道4号線もありますし、またスマートインターチェンジにも道の駅を作ることができることを、国土交通省から昨年度情報を得ているところです。一方、今、徳丹城跡の土地の公有化にだいたい35億円から36億円かけているということです。そのような巨額なお金をかけて公有化しているものを、先の町議会定例会6月会議でも議員の方からご質問をいただきましたが、どういう形で利活用していくかということ、こういった総合教育会議の中で議論をしていく、あるいは先ほどお話のあった教育振興基本計画の中での文化財保存活用のところに、総合計画の議論を経て掲載していくなど議論をしていかなければならないと思っています。

しかし、これから大綱の策定に入っていく中、この場で、道の駅構想と徳丹城跡史跡とのことについて言及することはできませんが、教育長から指摘されたことも、総合教育会議の在り方の一つの方向性ではないかなあと思いますし、私が冒頭申し上げたこれからの総合教育会議の方向性が大切であるということにもつながるものです。今の指摘はその通りであると思いますので、今後検討していかなければならない課題として真摯にとらえてまいります。



○ 高橋町長

よろしいでしょうか。その他、ご意見等はございませんか。せっかくの機会ですので、本当は皆さんから大綱の策定等について伺いたいのですが。

学力向上対策やいじめ等でも構いませんが、あるいは大綱を策定する中でこのような考え方もあるのではないかなどでもよろしいです。いずれ皆さんからお話を伺えば事務局も参考となると思いますのでよろしくをお願いします。

○ 松尾教育委員長

いじめの問題とかここ数年いろいろ全国的にも話題になっておりますが、いじめ等についてはどこの教育委員会も隠しているところはないと思います。ただ、初期対応の仕方のまずさで、ものすごく大きく全国的なものになっていることが非常に目につくわけです。ですから、教育委員会としては、教育委員会というよりはトップとも相談しながらきちんとした対処をしていくということが、一番大事ではないかなあと私は感じております。

○ 高橋町長

今度の新しい制度に変わった一番の大きな要因は、いじめ問題から発生しているということは実際どうなんですか。

○ 越教育長

そのとおりだと思います。大津市等のいじめの問題によって、学校も含めて教育委員会の初期対応、かかりすぎる時間、隠蔽しているのではないかというような問題に対する不信あるいは責任の所在、そういうようなところから一連の改革が急速にまとまったのではないかと思います。

○ 高橋町長

私が冒頭に申しあげた教育の質の向上が、学力向上対策につながると思うのですが、何か本町として、こういうようなよい取組をしているということを目玉にして取り組むことも大切なことだと思います。このあたり教育長さんどうでしょうか。

○ 越教育長

学力向上とか体力あるいは部活動は一定の成果を上げやっているとありますが、どこも同じような目標でやっているとすると、他の市町村と異なる、秀でているところは何かといわれれば、今の時点では、歌、合唱だと思います。矢巾町の大人の二つの合唱サークルが全国大会に行っていますし、高校も中学校も矢巾町が全国大会に行っています。昨年は徳田小学校も県の合唱祭に招待されており、また、今年から指導主事も音楽担当になっております。少しの間は、学校サイドとしては、町民も含め歌・合唱に力を入れていけばよいのかなあとと思います。また、田園ホールというすばらしい施設もあるので、部分的なことなので、全体的に広がるかどうかは難しいところがあるかもしれませんが、他と区別するものであれば今のところ合唱がいいのではないかと思います。

○ 高橋町長

いいんじゃないですか。音楽の町ということで。日曜日に、私も煙山小学校の演奏を聴いて感動しました。田園フィルとの共演でしたが涙が出るくらいでした。また、笑点の曲も演奏するなど笑いを誘うなどよかったですよ。情操教育の一環として音楽の町はいいんじゃないですか。

今、三育ということで、知育・徳育・体育、それに今は食育を加えています。この食育をしっかりしていかなければならないと思いますが、このようなことについて誰かご意見ございませんか。食育の大切さも大綱の策定の中では柱にしていかなければならないのではないかと考えています。

今、矢巾町では食物アレルギーは全体の児童生徒数の何割くらいいるのですか。

- 佐々木共同調理場次長  
全体で2500食程度提供していますが、そのなかで除去食の提供は30食程度、自分で除去する児童生徒は90何人かですので、120～130人がアレルギーを持っています。
- 高橋町長  
アレルギーは今7つの食品について限定されているんですか。
- 佐々木共同調理場次長  
食品衛生法上といいますか、国の基準に定めているのは7品目です。共同調理場では、旧来は全ての食材に対応していましたが、非常に事故等も多く、人数とかアレルギーへの対応の数が非常に多かったものですから、途中で食品衛生法上で規制されている7品目に限定した形で、今も除去しているという形です。
- 高橋町長  
矢巾町では、全ての食材に対応し除去することは大変な状況ですか。
- 佐々木共同調理場次長  
すべての食材となると大変だと思います。ちょっとの行き違いで他の人になってしまうと大変なので、過去には事故まではいっていませんが手違い等がありましたことから、25年から7品目に対応を改めたということでもあります。
- 高橋町長  
わかりました。その他にございませんか。
- 種田職務代理者  
今、総合計画の答申案の策定作業中ですが、矢巾町としての教育の分野では、どういったことが特徴あるいは特色になるのかなというようなことを重点的に議論しているところです。まだはっきりとしたものにはなっていませんが、例えば一貫教育と言いますか、岩手医科大学が来て、小学校から大学、大学院まで一貫した学校施設があるということは全国でも珍しいケースだと思います。そういった利点を生かして、生涯教育にも通ずることと思いますが、もう少し具体的な一種の一貫教育、矢巾町としての特色のある学校教育、生涯教育を打ち出せないものかというようなことを議論しております。  
それからもう一方では、矢巾町の特徴としては、まだまだ自然環境といいますか、農業・農村環境が豊かだと思いますので、できるだけ小学生の時期から自然体験というか農業体験を、今でも各学校でも一生懸命に取り組んでいると思いますが、より充実した形にして原体験としてできれば残っているような、そういう学校外の教育活動も展開できないものかということを議論しておりますので、もし答申文として明らかになっていった場合には、町当局の方でもご理解いただきご支援をいただきますようお願いしたいと思っております。
- 高橋町長  
はい、わかりました。  
あとはございませんか。次に進めさせていただきますが、よろしいですか。  
次に、今後の矢巾町総合教育会議の年間スケジュールについて協議をさせていただきたいと思えます。事務局からの説明を求めます。
- 山本総務課長  
それでは資料No.3、矢巾町総合教育会議の5ページ目をお開きいただきたいと思います。  
総合教育会議の今後のスケジュールについて、案を示させていただきます。  
基本的には、総合教育会議は町長又は教育委員会が協議したい事項ができたとき、あるいは、緊急

事態が生じたとき、そういったときに随時開催されるものと考えてございますが、矢巾町には今現在、大綱、この法律の中でうたわれている大綱はございませんので、今後この大綱を策定していく必要があります。

そういうことから、まず大綱に盛るべき内容の検討を図る協議が必要であるということで、スケジュールに盛り込んでいるところでございます。また、大綱は町の総合計画と密接に関連するものであることから、今年度につきましては、10月頃と2月頃の2回にわたりまして、大綱の策定について協議してまいりたいと考えております。

次に、10月頃には、新年度予算への対応ということで、新年度の予算に反映させるために教育に関する重要施策の検討ということが考えられます。

その他、先ほどの緊急事態が発生した場合は随時開催していくということで、おおよその年間スケジュールを提案させていただきましたし、平成27年度につきましては、大綱の策定ということで、本日を含めて、合わせて3回の開催を予定しているところでございます。

以上、今後の総合教育会議のスケジュールについてご提案申し上げるところであります。よろしくをお願いします。

○ 高橋町長

ただいま、総合教育会議の今後のスケジュールについての提案がございました。このことについて、何かありますか。

○ 種田職務代理

確認させていただきますが、10月に大綱の策定、2月にも大綱の策定がありますが、10月の方は大綱の案の検討、2月には大綱の策定ということで理解してよろしいですか。

○ 高橋町長

事務局どうですか。

○ 立花学務課長

それでよろしいです。

○ 高橋町長

2月には大綱を策定するということですね。

総合教育会議は6月、10月と随時開催ということで進めさせていただきます。

協議事項についてはこれで終わりますが、協議事項のその他として、事務局の方から何かありますか。

○ 山本総務課長

ございません。

○ 高橋町長

委員各位の方から何かありますか。

【なしの声あり】

○ 高橋町長

ないようでしたら、協議事項については以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○ 司 会（野中補佐）

次に、その他でございますが、特に事務局の方ではないようでしたら、何か委員の皆様からは、ここでご意見などございましたらば、お願いしたいと思います。

【なしの声あり】

○ 司 会（野中補佐）

それでは、以上で第1回の総合教育会議を閉会といたします。  
慎重なご協議ありがとうございました。

【午後2時54分 閉会】